5－9　デジタル印刷機

⑴　品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	【判断の基準】 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑤製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 ⑥低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に５分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。

備考）1　「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。

2　「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表　デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率（W）			
		Ａ３対応機		Ｂ４対応機、Ａ４対応機	
		プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時	プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考）1　「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

2　「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3　「Ａ３対応機」、「Ｂ４対応機」、「Ａ４対応機」とは、次による。

Ａ３対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ287㎜、409㎜以上のもの

Ｂ４対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ250㎜、353㎜以上のもの

Ａ４対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ204㎜、288㎜以上のもの

4　エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

Ｅ＝（Ａ＋７×Ｂ）／８

Ａ：機械立ち上げ時の１時間における消費電力量（Wh）

・電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して１版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で２版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

・電源投入後速度変更はしない。

Ｂ：通常時の１時間における消費電力量（Wh）

・Ａの測定終了後１版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で２版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

Ａ、Ｂの測定条件

①１版当たりの印刷枚数　200枚／版

②１時間の製版枚数　２版／時

③１時間の印刷枚数　400枚／時

④印刷速度　工場出荷時に設定された電源投入時の速度

⑤テストチャート　Ａ４、画像面積比率４～７％

⑥標準印刷用紙　64ｇ/㎡の上質紙

⑦測定時の環境条件　温度：21±３℃／湿度：65±10％
測定前に12時間以上放置

⑧プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。

⑨低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は５分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

⑩プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

⑵　目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

5－10　記録用メディア

⑴　品目及び判断の基準等

記録用メディア	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがケース全体重量の30％以上使用されていること。 ②厚さ５㎜程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。